

まつ い かつ ひろ
松 井 克 浩

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文第224号
学位授与年月日 平成18年1月12日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 ヴェーバー『経済と社会』(旧稿)の研究
—諒解・意味・重層性—

論文審査委員 (主査)

教授 高城和義 教授 吉原直樹
教授 海野道郎
教授 正村俊之
助教授 永井彰

論文内容の要旨

序章 「鉄の檻」の動態化

マックス・ヴェーバーは、官僚制と資本制が私たちを鋼鉄の檻に押し込め、精神の自由を奪って歯車化する、という陰鬱な予言を残した人物として知られている。近年のヴェーバー研究は、彼のこうした〈近代批判〉的側面をクローズアップして、「鉄の檻」をどう乗り越えるかを重要な課題としてきた。だがこの視角からのヴェーバー研究は、ともすれば固定的な物象化した「鉄の檻」とそれを支える意味喪失的・歯車的個人の連関という、出口の見えにくい構図を描きがちである。

こうした従来のヴェーバー研究において、①合理化過程がやや一元的に把握されている点、②〈あるべき〉行為者像として高度の意識性をもった目的合理的人間像が前提とされている点、には問題を感じている。それに対して本稿では、〈合理的な社会秩序の存立構造論〉という視角にもとづくヴェーバー像を提起してみたい。いわば〈ふつう〉の行為者が、構造的なものに規定されつつそれぞれなりに目的合理的・価値合理的な〈意味づけ〉を行いながら秩序を形成し、日々妥当させていく——官僚制の「鉄の檻」の内実を、こうした動的な過程を通じて、価値や意味を織りこんで存立する多層的な構造をもつものとして把握することを試みたい。

このような議論を展開していくためには、従来の方法論的な枠組みの再検討が必要になる。ヴェーバーが出口のない「鉄の檻」という悲観的な将来社会展望に至った理由は、目的合理的な単独行為者モデルに代表される彼の行為理論の難点にあった、という指摘がなされてきた。その背景には、彼の主著

とみなされてきた『経済と社会』の編纂問題をあげることができる。本稿が対象とする『経済と社会』旧稿は、従来最晩年に執筆された「社会学の基礎概念」を頭部に置いて編集されてきた。しかし折原浩らの研究が明らかにしているように、「理解社会学のカテゴリー」を概念的導入部として冒頭に配置してはじめて、旧稿部分を正確に読解することができる。

この「カテゴリー」に登場する諸概念の中で、本稿ではとくに「諒解 Einverständnis」に着目してみたい。諒解は、当事者間の協定や制定秩序が存在していなくても、あたかもそれらが存在しているかのように行為が経過する、というケースを指し示している。この概念は、「カテゴリー」の中で詳細に規定され、「旧稿」にも頻出する。しかし「基礎概念」にはこの概念についての規定がないため、「旧稿」における諒解概念の位置づけは不明確なままだった。この概念を〈復権〉し、その正当な意義を回復させることが、本稿にとっては基礎的な視角をなす。

この概念の意義を再評価していくためには、「カテゴリー」の注記にみられる二層の「意味」をふまえることが重要である。行為者が抱く意味は、客観的・構造的な諸条件から導き出される意味とイコールではないが、無関係でもない。逆に客観的な意味が「妥当」しているのは、行為者の抱く意味によって日々確証されているからである。ヴェーバーは、こうした二層の「意味」の相互規定的、相互媒介的な関係を軸として、社会秩序の形成と展開を捉えようとしていた。

本稿は、このような従来十分に活かされてこなかった「カテゴリー」の概念・視角を用いて『経済と社会』旧稿を読解する試みである。ヴェーバーの合理化過程論についての一元的な解釈に対して、別様の見方を提示することを目指している。「鉄の檻」のイメージで語られる近代社会像を、もっと動的・重層的に捉え直していくことが課題である。

第1章 二層の「意味」と「諒解」——「理解社会学のカテゴリー」の問題構制

〔課題〕ヴェーバーの社会科学方法論は、目的合理的行為を範型として構成される方法論的個人主義にもとづくものとして理解されてきた。それゆえ、こうした方法論と「旧稿」などにおいて展開されるマクロな社会秩序に関する議論が十分に関係づけられることのないまま、今日に至っている。本章では、「理解社会学のカテゴリー」を検討することを通じて、ヴェーバーの問題構制は、むしろ目的合理的行為を可能にする特殊な条件の探求に向けられていたのではないか、ということ論じる。

〔結論〕ヴェーバーによれば、「予想」に準拠して目的合理的に行為するためには、必ずしもゲゼルシャフトが合理的に秩序づけられている必要はない。合理的な制定秩序を欠いていても、秩序がある「かのように」行為することによって、結果的に「ゲゼルシャフト化」とみなしうる事態が成立する。この場合、目的合理的な行為者が秩序を手がかりとして行為するというよりも、むしろ秩序がある「かのように」行為することの積み重ねによって、結果としてゲゼルシャフト的な秩序が成立し、同時に行為者はみずからを目的合理的な存在として表象できる。

しかしこの場合、目的合理的に行為できるという信念が共有されているだけで、現実には「諒解」がその基盤を支えている。つまり、合理性の存在と共有への「信仰」が現代における諒解を構成する意味関係をなしているといえる。秩序がある「かのように」行為する者の背後にあって、その「予想」を形づくるのは、「諒解」にもとづく意味関係であり、なかんずく支配の正当性についての諒解が重要な意味をもつ「義務」の観念である。

こうした「義務づけられている」という要素は、行為者のたんなる内面的な動機にすぎないものではない。一方で「主観的に思われた意味」の水準で、行為者は、ある種の行為が「義務づけられている」ということを手がかりとして他者の行為を予想する。他方で「客観的に妥当する意味」の水準では、行

為者を含む関係者を包みこむようにして、客観的な行為チャンスが存立している。この二つの水準での〈意味〉が相互に規定しあうことによって諒解という秩序が形成される。諒解は、こうしたいわば〈意味の二層構造〉に立脚してその効力をもつ。ある種の行為が、義務的・拘束的でそれゆえ「妥当」なものとして人びとに受け止められており、したがって他者の行為を「予想」しうる確実性が高いことが、目的合理的行為を可能にする条件なのである。したがってヴェーバーは、〈合理的に選好を行う個人〉を出発点にするというより、選好を構成する意味関係やあるいは〈みずから選べる〉ということの仮象性に着目していたといえる。

第2章 秩序の妥当とゲマインシャフトの重層性

〔課題〕本章では、前章で確認した「諒解」概念を用いて「旧稿」冒頭部の諸章を検討する。まず「経済と社会的諸秩序」を取り上げ、「諒解」概念が行為と秩序を媒介する位置にあることを示す。その上でこの概念が、「合理化」された近代的な社会編制を可能にするものに照準していることを明らかにする。次に、後続する「一般的考察」の章、および「家ゲマインシャフト」章から始まる具体的なゲマインシャフトの分析をたどる。そこではとくに、合理的なゲゼルシャフトが諒解ゲマインシャフトに支えられて妥当するという〈ゲマインシャフトの重層性〉という把握を取り上げる。〈合理的な社会秩序はいかにして「妥当」するのか〉という問いに対するヴェーバーのアプローチについて、論じていく。

〔結論〕諒解にもとづいて秩序が妥当する経路は二つある。一つは、習俗・慣習律が広がっていく過程である。一定の行為が繰り返されて身体化・慣習化することにより、やがて「義務的・拘束的」な性格をもつ。もう一つは、他者の利害関心を手がかりとしてその行為を予測することにより、目的合理的行為を連鎖させていく過程である。目的合理的な行為者が、互いに一定の規則的な行為を規範である「かのように」扱うことによって、やがて規範としての拘束性が生じ、それが行為者にフィードバックしてくる。目的合理的行為と慣習化された行為は、相互に原因となり結果となって諒解にもとづいた秩序の領域を形成している。この意味で諒解概念は、合理的な行為者と合理的な秩序が同時に成立する〈場〉を指し示している。一方で行為者は、孤立的な存在ではなく諒解関係によって互いに結びついた存在として、他方で秩序は、たんなる強制装置や自動機械ではなく諒解にもとづく意味的行為の繰り返しの中で成立し、再生産されるものとしてつかまれていた。

具体的なゲマインシャフトにおける秩序の妥当については、一方では、習俗を共有する人びとのあいだに共属意識が芽ばえ、そこから拘束力をもつ慣習律が形成されることが条件になる。他方では、血統や近隣性などを擬制として動員しつつ成員の共属感覚を引き出すことにより、秩序は諒解として妥当する。「原生的」な性格をもつゲマインシャフトであっても、それがより高次のゲマインシャフトに組み込まれ、諒解が形成される側面に光があてられている。この意味でヴェーバーによる「合理化」の社会理論は、時間的な継起・発展の面からだけでなく、現在の時点から過去を再構成し、組みこんでいく側面からも捉えられる。ゲゼルシャフトの秩序は人格的な諒解ゲマインシャフト関係として人びとに受けとめられ、相互行為によって確証されることを通して「妥当」するのである。

第3章 「理解」の方法と宗教社会学

〔課題〕近年の研究では、官僚制の「鉄の檻」に至る起源は禁欲的プロテスタンティズムにあり、その意味でヴェーバーは根底的な近代批判者であるとする理解がみられる。しかし、ヴェーバーの宗教社会学研究は、普遍的な合理化過程の中にプロテスタンティズムを位置づけることによって、もつと重層的な性格をもつものとして近代を描き出しているのではないか。本章では、「宗教的ゲマインシャフト」章

を検討することによって、ヴェーバーの探求が、合理的近代の重層的な存立構造に照準していることを明らかにする。ヴェーバーの方法は、構造的な決定論と主観的な観念論の〈あいだ〉の領域を念頭において構成されている。そのねらいは、二層の「意味」の相互関係に着目して、合理的近代に至る経緯と存立の仕方を解明することにあつたといえる。この点を「宗教」章の論述に即して明らかにしたい。

〔結論〕 合理化過程において実現されるある特定の宗教性や生活態度は、その担い手の社会的・経済的な位置によってストレートに決定されているわけではない。それぞれのおかれた条件や利害関心に規定されながら、諸集団の対抗的あるいは協働的な相互関係にもとづいて、宗教性が展開してゆく。その際には預言や宗教的約束の内容が、信徒による〈意味づけ〉と呼応しあうことが必要となる。たとえばユダヤの宗教性については、客観的な位置に規定されて抱く無意識の「ルサンチマン」よりも、教徒の「品位感情」という意味づけを経由することが強調される。

プロテスタント的な合理化も、「全人格性」という新たな思考習慣（信念体系）に基礎づけられながら進行する。「自己義認の要求」と品位感情に裏づけられた、救済されるべき正当な「自己」が、この場合は「全人格性」という特殊な想定を形づくる。統合され、一貫した主体といういわば〈強迫観念〉的な想定が、合理的な近代社会の成立と再生産には必要とされていた。ヴェーバーにとっては、物象化や「鉄の檻」が問題というよりも、形式合理性がそれ自体では作動せず、曖昧な実質性の領域、人びとの意味づけの領域が、合理的な秩序の存立を不可避的に支えていることが問題だったのではないか。

ヴェーバーの描き出すプロテスタント的近代の合理的な社会秩序は、形式合理的なシステムが作動する（かにみえる）領域と、曖昧な実質性にもとづいて意味づけや行為接続がなされる領域からなる重層的な構成として理解することができる。それは、西欧近代がけっして一様なものではなく、また自然的・必然的なものでもないという見方を開く。

第4章 法の合理化と重層化

〔課題〕 近代批判的・物象化論的視角からヴェーバーの「法社会学」を検討した研究の多くは、ヴェーバーがアポリアに陥ったとみなし、その「乗り越え」をはかる構成になっている。本章では、二層の「意味」と「諒解」の議論を手がかりとして、それとは異なった角度からの見方を提示する。一見すると自動的に進行しているかにみえる法の合理化過程に潜む利害の衝突、妥当や正当化をめぐるダイナミズムを探求し、そこにいわば形式性と実質性の〈同時進行〉を見いだす。「人のいかに問わない」形式的な法は、どのような意味や価値、実質性を含みこんで存立しているのか、ということである。

〔結論〕 まず第一に、近代法の「契約の自由」における『『自由な』合意』の内容が問題にされる。ここでは「強制されたが欲したのだ」という命題が重視される。労働市場において有産者の側では、みずからに有利な内容の契約を労働者の自由な選択によるものとして承認させることができる。他方の労働者の側でも、強制の受容にすぎないものを〈みずから欲した〉と意味づけることによってかろうじて〈自尊感情〉を保持できる。この場合、人権・基本権はむしろ労働者の「正しい内的態度の育成」に資するものになる。

第二に、ヴェーバーの合理化過程論は「人格的なものから物象的なものへのおきかえ」という側面だけでなく、両者の重層にも着目している。たとえば市場ゲマインシャフトにおける経済的な諸法則は、人のいかに問わず形式的には平等に作用する。だが他方で、資本主義的な企業内部に存在する「人格的・権威的な従属関係」が市場にもちこまれ、「強制の権威的な性格」が存続する。「諸法則」と権威、あるいは非人格的なものと人格的なものが、折り重なって重層的に存立することが示されている。

第三に、ヴェーバーの方法論は、行為論的枠組みには収まらないような〈行為と構造を媒介するもの〉

へのまなざしを含む。西洋における法の合理化は、諸階層の利害が複雑に絡み合うなかで進展した。その背景には、それぞれの階層の社会的位置に影響された、人びとの予想と行動のダイナミックな相互関係が存在している。それぞれの位置をもつ行為者による「主観的に思われた意味」にもとづく行為の繰り返し、せめぎあいと妥協の中から「客観的に妥当する意味」が成立し、通用していく。

一見すると物象的・非人格的で機械的に作動するかにみえる近代法や官僚制的諸制度は、倫理的・人格的なものを不可欠の要素として組みこんで存立している。合理的秩序をこうした重層性のもとで動態化して理解することが、ヴェーバーの社会理論がもつ潜勢力を引き出すことにつながっていく。

第5章 政治ゲマインシャフトの存立構造

〔課題〕 政治ゲマインシャフトは物理的な強制権力を独占し、それに裏づけられつつ一定の領域において支配権を確保する。そのみでなく、政治ゲマインシャフトは、その成員に対して「命を投げ出せ」という〈究極の要求〉を発することができる。ヴェーバーは、近代国家を官僚制を典型とする形式合理的なシステム・制度として捉えて終わりとするのではなくて、この〈究極の要求〉が承認される正当性-諒解が成り立っている場（諒解ゲマインシャフト）として二重性のもとに捉えている。後者の意味で国家の存立を支えている正当性-諒解は、いかなるメカニズムによって調達されているのか。この点を、「政治ゲマインシャフト」以下の諸章を貫く筋道として浮き彫りにする。

〔結論〕 ヴェーバーによれば、「死の要求権」の基盤となるのは、生死をかけた闘争の（多分に再構成された）記憶の共有だった。とりわけ「列強」内部においては、「小市民大衆」にも威信感情が深くしみわたっており、この威信感情を基盤として「国民」理念が形成される。その際知識人層が、特定の利害関心にもとづく「むき出しの『権力』威信」を、より一般的な「国民」の理念に変換する役割を果たす。それが、本来的には利害状況や階級的立場を異にする諸階層を〈一つにくくる〉働きをする。近代国家というゲゼルシャフトは、「諒解」として妥当する「国民」の観念を喚起し、それを不可欠のものとして組みこんで存立している。

またヴェーバーは、名誉や品位感情が歴史的に果たしてきた役割を想起することによって、「国民」理念の形成において威信や名誉といった要素がもつ意義を確認している。近代的な政治ゲマインシャフトは、自分の存在や行為に対する正当化や社会的な〈意味づけ〉を求める人びとの欲求に訴え、それを「国民」の理念に連結することによって、「死の要求権」さえも可能にしている。知識人が種々の源泉から構成した「国民」の理念は、人びとの名誉や品位感情、「自己義認の要求」に働きかけることによって、はじめて力をもつ。

近代国家は、名誉や自己義認の獲得を目指した人びとの思考や行動に根ざし、それを「義務的・拘束的なもの」として立ち現れる諒解にもとづいて客観的に意味づけ、確証することによって成り立つ側面をもつ。ヴェーバーは、政治ゲマインシャフトの存立構造を、このような諒解のメカニズムを内在させた重層的なものとして描き出していた。

終章 行為者像の転換と社会像の転換

「諒解」の基盤には、目的合理的な計算、価値合理的なあるいは習慣化した義務や拘束性の観念、意図と身体化された性向が、多くの場合は渾然一体となって存在している。だから何が行為の目的であり動機であるのか、本当のところは明晰に意識していることは少ない。それでも相互行為においては、こうした不確定の要素にもとづいて、互いに相手の行為を予想しながら自分の行為を組み立てている。社会秩序が存立している基盤には、このような諒解のメカニズムが働いている。

そうしてみるとヴェーバーが、みずからの目的や価値を明晰に意識し、合理的にふるまう個人を社会理論の基盤あるいは出発点に据えていた、という理解は受け入れにくい。現実には予想が成り立ち、秩序が成り立っているのは、行為者の明晰な意識にも無意識(構造による規定)にも還元されない、両者の〈あいだ〉にあるものの働きによる。ある種の想定や義務、価値に導かれて人びとが繰り返し行為を接続させていく結果、合理的な行為者と合理的な秩序が同時に立ち現れる。「旧稿」の諸章からは、このような行為と構造をつなぐ諒解メカニズムの解明というテーマを読みとることができた。

諒解とは、二層の「意味」が〈結果的に〉あまり齟齬をきたさずにループしている状態を指し示しているが、両者は当然ズレることもありえる。二層の意味の区別は、なぜ行為者が諸条件を見通すことができないのか、なぜみずからの利害に反した「意味」を受け入れるのか、その仕組みを問うことにもつながる。他方で、行為者がつねに客観的な諸条件に見合った予想をして行為を選択するわけではないことは、諒解を〈変更〉していく可能性に結びつく。そこには、行為者がこれらの諸条件を捉え返し、新たに意味づけ、作り替えていく可能性が内包されている。二層の意味と諒解を用いて社会秩序の存立にアプローチするヴェーバーの社会理論は、このような射程をもつ。

物象化・官僚制化の進んだ「鉄の檻」という社会像は、目的合理的個人の頹落態である歯車的・意味喪失的个人像と対応している。しかしヴェーバーの行為者像は、高度に意識的な合理的個人でもない代わりに、価値合理性を喪失した、たんなる機構の歯車でもない。諒解のメカニズムにもとづいて社会秩序を形成している諸個人には、ある種の価値的・倫理的な要素が働いている。とりわけ重視されていたのは「名誉」や「自尊心」、「品位感情」のもつ意義である。「鉄の檻」を成り立たせているのは、これらの要素を含む「人格性」である。物象化した社会は、形式合理的な機構と、価値的要素を含む人格性と相互連関として動的に捉え返すことができる。

物象化した「鉄の檻」が、こうした「人格性」を前提として成り立つという事態は、まさに〈両義的〉である。それは一方で、価値や意味を含めた人間性の全面的な収奪につながる可能性がある。しかし同時に、「人格性」として組みこまざるを得ないというまさにその点に、歯車にはなり得ないそれぞれなりの「自尊心」をもった人間が、みずからの手で秩序を作り替えていく契機が孕まれているとみることもできる。

二層の「意味」と「諒解」というカテゴリーに着目してきた本稿の探索は、ヴェーバーによる〈合理的な社会秩序の存立構造論〉をいくつかの点で明らかにすることができた。『経済と社会』旧稿は、私たちの社会を動的に捉え返すための理論的資源の宝庫として位置づけ直すことができる。

【主要文献】

Weber, M., 1976, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 Aufl., J.C.B.Mohr, Tübingen. (=1960, 世良晃志郎訳, 『支配の社会学』 I, 創文社; 1962, 世良晃志郎訳, 『支配の社会学』 II, 創文社; 1974, 世良晃志郎訳, 『法社会学』 創文社.)

———, 1985, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 6 Aufl., J.C.B.Mohr, Tübingen. (=1956, 松井秀親訳『ロッシャーとクニース (二)』 未来社; 1987, 阿閉吉男・内藤莞爾訳『社会学の基礎概念』 恒星社厚生閣; 1990, 海老原明夫・中野敏男訳, 『理解社会学のカテゴリー』 未来社.)

———, 2001a, *Max Weber Gesamtausgabe*, I/22-1, J.C.B.Mohr, Tübingen. (=1954, 濱島朗訳, 『権力と支配』 みすず書房; 1977, 中村貞二訳「種族的共同社会関係」『みすず』 211, 64-81; 1979, 厚東洋輔訳, 「共同体の経済的関係についての一般的考察」『ゲマインシャフト結合とゲゼルシャフト結合

の諸類型』『ウェーバー』中央公論社.)

———, 2001b, *Max Weber Gesamtausgabe*, I/22-2, J.C.B.Mohr, Tübingen. (=1976, 武藤一雄・園田宗人・園田坦訳, 『宗教社会学』創文社.)

論文審査結果の要旨

本論文は、近年、テンブルックや折原浩らの研究によって解明されつつある、ヴェーバー『経済と社会』の編纂問題に着目しつつ、ヴェーバーの最晩年に執筆された「社会学の基礎概念」を概念的導入部とするのではなく、『経済と社会』旧稿とほぼ同時期に執筆された「理解社会学のカテゴリー」を冒頭に配置し、そこに登場する「諒解」概念を基軸的概念として、『経済と社会』旧稿を解説しようとする、研究史上新たな試みである。本論文は、序章と終章とをふくめ、全体で7章から構成されている。

まず「序章 『鉄の檻』の動態化」では、本論文の基礎に、いわゆる「鉄の檻」問題、すなわち官僚制と資本制とが精神の自由を奪って歯車化するという、「近代批判」を提示した思想家としてヴェーバーを理解する見方に、批判的に対峙しようとする意図が示されている。「近代批判」に力点を置く折原浩や山之内靖らのヴェーバー理解は、筆者によれば、①合理化過程が一元的に把握されている点、②「あるべき」行為者像として目的合理的な人間像が前提にされている点、とりわけこれらの点が問題にされなければならないという。従来の研究がもつこのような問題点を克服するために、本論文では、物象化としての合理化によって実現した官僚制の「鉄の檻」の内実が、動態的な過程を通して、価値や意味を織り込んで成立する多層的な構造をもつものとして、理解し直されることになる。そのための基軸的概念が、「諒解」概念であるとされる。

本論「第1章 二重の『意味』と『諒解』」は、『経済と社会』の基軸と位置づけられるべき「理解社会学のカテゴリー」の「問題構制」を解明し、「諒解」概念の基礎的性格を提示している。筆者の理解によれば、「主観的に思われた意味」の水準で、行為者は、ある種の行為が義務づけられているという理解を手がかりとして、他者の行為を予想する。他方で「客観的に妥当する意味」の水準では、行為者をふくむ関係者を包み込むようにして、客観的な行為チャンスが存在している。この二つの水準での「意味」が相互に規定しあうことによって諒解という秩序が形成される。この「意味の二重性」が重要であるとされる。

「第2章 秩序の妥当とゲマインシャフトの重層性」では、「諒解」概念を用いて、『経済と社会』旧稿の冒頭部分の諸章が解説される。まず「経済と社会的諸秩序」が取りあげられる。ここでは、「諒解」概念が行為と秩序とを媒介する位置にあることが示され、この概念が、「合理化」された近代的な社会編成を可能にするメカニズムに照準していることが明らかにされるとともに、合理的なゲゼルシャフトが諒解ゲマインシャフトに支えられて妥当するという、「ゲマインシャフトの重層性」が解明される。本章は全体として、合理的な社会秩序はいかにして妥当するのかという問いに対するヴェーバーのアプローチを描きだそうとしている。そうすることによって、ヴェーバーの合理化論が、時間的な継起・発展の面からだけでなく、現在の時点から過去を再構成し組み込んでいく面からもとらえられていることが明らかにされている。

「第3章 『理解』の方法と宗教社会学」は、ヴェーバーの「宗教的ゲマインシャフト」理解を検討することによって、ヴェーバーの探求が、合理的近代の重層的な存立構造に照準していることを解明したものである。ここでは、ヴェーバーの描きだすプロテスタント的近代の合理的な社会秩序が、形式合理

的なシステムの作動する（かにみえる）領域と、あいまいな実質性にもとづいて意味づけや行為接続のなされる領域からなる重層的な構成として理解すべきことが強調され、その意味でヴェーバーにとって西欧近代が、けっして一様なものではなく、自然的・必然的なものでないことが解明されている。

「第4章 法の合理化と重層化」は、ヴェーバーの「法社会学」を検討することによって、一見すると物象的・非人格的で機械的に作動するかにみえる近代法や官僚制的諸制度が、倫理的・人格的なものを不可欠の要素として組み込んで成立していること、合理的秩序をこのような重層性をもつものとして理解することが、ヴェーバーの社会理論のもつ潜勢力を引きだすうえで重要である所以を示したものである。

筆者の理解によれば、ヴェーバーの方法論は、行為論的枠組みには収まらないような、「行為と構造を媒介するもの」へのまなごしをふくんでいる。西洋における法の合理化は、諸階層の利害が複雑に絡み合うなかで進展した。その背景には、それぞれの階層の社会的位置に影響された、人々の予想と行動のダイナミックな相互関係が存在している。それぞれの位置をもつ行為者による「主観的に思われた意味」にもとづく行為の繰り返し、せめぎあいと妥協のなかから「客観的に妥当する意味」が生成し適用されていく。このようなダイナミズムを認識することが、ヴェーバー理解にとって決定的に重要であるとされる。

「第5章 政治ゲマインシャフトの存立構造」では、「政治ゲマインシャフト」が検討され、ヴェーバーが近代国家を、官僚制に典型的にみられるような形式合理的システム・制度としてとらえるだけでなく、これが承認される正当性・諒解が成立している場（諒解ゲマインシャフト）として、二重性のもとにとらえていることが明らかにされる。筆者によれば、ヴェーバーの近代国家は、名誉や自己義認の獲得をめざした人々の思考や行動に根ざし、それを「義務的・拘束的なもの」として立ち現れる諒解にもとづいて客観的に意味づけ、確証することによって成り立っている。このようにヴェーバーは、政治ゲマインシャフトの存立構造を、諒解のメカニズムを内在させた重層的なものとして描きだしていることが解明されている。

このような丹念で詳細なヴェーバーに内在した分析の結果として、「終章 行為者像と社会像の転換」では、本論文全体の結論が示される。

筆者によれば、物象化・官僚制化の進んだ「鉄の檻」という社会像は、目的合理的個人の頹落態である歯車的・意味喪失的個人像と対応しているが、ヴェーバーの行為者像は、高度に意識的な合理的個人ではなく、価値合理性を喪失した、たんなる機構の歯車でもない。物象化した社会は、形式合理的な機構と、価値的要素をふくむ人格性との相互関連として動的に把握されなければならない。このような捉え返しは、両義的である。それは人間性の全面的な取奪につながる可能性を示すと同時に、「人格性」として組み込まざるをえないという点に、歯車たりえない「自尊心」をもった人間が、みずからの手で秩序を作り替えていく契機が存在を物語っている。筆者は、ヴェーバーの人間像と社会像とを、こう結論づけている。本論文は、諒解概念を基軸としたヴェーバー再解釈に成功しており、この研究領域の今後の展開に寄与するところ大であると見ることができる。

以上の理由から審査委員会は全員一致して、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと判断した。